

みんなで行なうまちづくり
まずは、自分が住むまちに関心を持つことが第一歩。自分のまちの好きなところ、そうでないところを探してみませんか。もっと暮らしやすいまちにするために、自分にできることが

私たちのまち、合志市
もっと合志市をよくしたい。まちの問題・課題を解決して、誰もが暮らしやすいまちにしたい。きっと誰もが願っていることです。
まちづくりの主体は市民・市議会・行政。三者が協力し合って、初めてまちが動き出します。まちの課題はみんなの課題。関係のない人は1人もいません。
まちは私たちの家庭と同じです。自分たちが住みやすいように、家を掃除したり、模様替えしたり、時には修理や改修をしたり。温かく居心地のよい雰囲気になるよう、笑顔で家族と接したり、家族が健康でいられるよう、食事や運動、生活習慣に気を配ったり。ずっと豊かに暮らせるよう、家計をしっかり管理したり。
家庭と市。規模は違っても、みんなが暮らしやすいよう、知恵と力を出し合って、よりよい方向に導きたいという思いは同じです。家族一人一人、市民一人一人が主役なのです。

新市建設計画を検証します

平成28年度には、この新市建設計画に掲げられた事業が意図するところ、またこの計画に基づきどんな事業が行なわれ、どんな事業が行なわれていないのか、市民・議会・行政などで検証する予定です。
その結果については、今後、広報などを通して市民の皆さんにお伝えしていきます。

●問い合わせ先
政策課 政策班（合志庁舎）
☎248-1028

見えてくるかもしれません。
道路のごみを拾う、すれ違う人に笑顔であいさつをする、友達を大切に、仕事に頑張る、病気になるという体力をつける、誰かに「ありがとう」と感謝の気持ちを伝える！
一人一人にできることが必ずあります。小さな積み重ねは、みんなで行なえば大きな力になります。このまちを、未来の子どもたちに胸を張って引き継ぐことができるよう、みんなで取り組まいませんか。きっと、もっとこのまちが好きになり、誰もが輝けるまちになります。

**合志市市制施行
10周年記念式典**

●とき **2月27日（土）**
午前9時45分～
（開場 午前9時）

●ところ **ヴィーブル 文化会館**



みんなで
合併10周年を
お祝いしよう

ヴィーブルくんも来るよ！

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班（合志庁舎）☎248-1112

●プログラム
9：45 オープニングアトラクション
西合志南中学校吹奏楽部による演奏



10：00 開式
・市長式辞、議長あいさつ
・来賓祝辞
・功労者表彰
・小・中学生作文コンクール表彰、発表
・ふるさとCM優秀作品表彰
12：00 閉式



合併と新市建設計画
合志町・西合志町の合併に向けた動きでは、まず平成14年に合志町・西合志町・菊陽町の3町任意協議が行なわれました。その後、大津町を交えた4町の協議が実施されましたが、協議は不調に終わりました。
平成17年1月、合志西合志2町合併協議会が設置され、「合志市新市建設計画」を作成。これをもとに、合併後の市の在り方について住民説明会を行ない、住民の皆さんと意見交換を行ないました。
新市建設計画は、合志町・西合志町の2町が合併して新しいまちづくりを進めるための、将来に向かう地図のようなものです。未来の子どもたちに素敵なまちを残したい。そんな思いがたくさん込められており、合併から10年たつ現在も、市のまちづくりの基礎となっています。

**新市建設計画には
どんなことが書いてあるの？**

基本理念は「人と自然を大切にしたい協働によるまちづくり」。市の現状を踏まえ、抱えている課題を解決するために、合併後の10年間で取り組むまちづくりの基礎となる施策をまとめています。
少子・高齢化対策、生活幹線道路網や公共交通機関の整備、住民サービスの維持・向上、産業の強化・連携、地域の結びつき強化、計画的な土地利用、行財政基盤の強化、県事業の推進・連携など、内容はさまざまです。
なお、計画期間は平成27年度までの10カ年と定められていましたが、法改正により5カ年延長されたため、平成32年度までの15カ年計画に変更する作業を行なっています。

**●市が特に力を入れて進める
重点施策**

- ① 新たな産業集積ゾーンと住宅地の形成
- ② バイオフォレスト構想の推進
- ③ 地域間交流・広域交流の拠点整備
- ④ 市民を支える軌道系交通機関の充実
- ⑤ 産学交流による人材育成の充実

しかし、大津植木線バイパスや北熊本スマートインターチェンジの建

設など、現在も進んでいない事業や取り掛かることができない事業もあります。また、昨年12月には、大津町から合志市の北側を通り熊本市に通じる中九州横断道路のルートがようやく承認されました。道路はまちづくりを行なう上での基盤となるものです。これらについては、従来の取り組みが今後10年で形として現れるよう、実現に向けた取り組みを続けていきます。

**合併市町村だけが使える
有利な起債「合併特例債」**

合併特例債は、市町村合併を行なった自治体だけが利用できる、特別に定められた起債です。
これは市の借金にあたりませんが、返済額の70%は最終的には国が負担する（※）という、自治体にとっては有利なものです。それでも残りの30%は市の一般財源を持ち出す必要があり、本市では130億円の合併特例債を利用することができます。
現在、合併特例債の執行額は52億円。主に①道路新設事業・改良事業、②学校整備事業、③公園整備事業などに活用しました。
※後に、普通交付税の一部として市に交付されることになっています。